

## 第 747 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 7 月 29 日（金）13 時 55 分～15 時 25 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

(1) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)

(2) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮  
について  
(資料 2)

#### 2 指示事項

(1) 横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について  
(資料 3)

#### 3 協議事項

(1) 漁業権の一斉切替えに係る小委員会の設置及び委員の選任について (資料 4-1、4-2)

(2) 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について  
(資料 5)

#### 4 報告事項

(1) 令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会（書面決議）の結果について  
(資料 6-1～6-3)

(2) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について  
(資料 7-1、7-2)

#### 5 その他

(1) 令和 4 年 10 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、  
山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美
- ・ 事務局 高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、  
野口技師、川原技師

## 議 事

事) 上原主任主事

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長  
(櫻本会長)

ただいまから第747回の委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が2件、指示事項が1件、協議事項が2件、報告事項が2件、その他となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鶴飼委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは石橋委員、鶴飼委員よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「移動式刺し網業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹

【資料1に基づき説明】

議 長

実質的な内容の変更はないということですが、この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決めます。

続いて諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師

【資料2に基づき説明】

議 長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容どおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのように決めます。

続いて指示事項（１）「横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について」を議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事

【資料３に基づき説明】

議長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

１年前の議事録を見ていただくと分かると思いますが、安定的にこの委員会指示が発動されていて、現在秩序も保たれつつ、漁業者の操業の安全も図られているということから、指示期間の１年を見直したらどうかという発言をさせていただきました。

そのときは公報登載の関係もあるということで１年後に見直しをしていただけという発言があったと記憶していますが、今回、複数年数の委員会指示にした方がよいのではないかという提案をさせていただきます。

議長

この件につきましてはいかがでしょうか。

事) 上原主任主事

事務局の考えを申し上げますと、昨年鵜飼委員からそのような御発言があったのは承知しておりまして、今回もそれを踏まえて検討しておりましたが、次の議題にも関係してくるのですが、現在水産課で漁業権の切替え作業をしており、来年９月１日に漁業権が一斉に切り替えられる予定となっております。

当該地での漁業権の設定の動きによっては、この指示の文言を整理する必要も出てくると思いますので、有効期間の複数年化を検討するのは、漁業権の切替えに合わせて来年にさせていただくのもよろしいかと思います。

議長

鵜飼委員いかがでしょうか。

鵜飼委員

確かに漁業権の切替えが来年あることは承知しております。

逆に、委員会指示が安定的にされているということは、漁業権の切替えをしていく上でも大きな材料になるのではないかと思います。

そのため、漁業権化を考える上では、そのときからやるのではなくて、３年でも５年でも、委員会指示としては安定しているのだという意味で複数年化すべきだと思います。

そういった中で、漁業権はまた別の問題と考えた方がよいと思います。

これを全て漁業権化するというのであれば話は別ですが、水産課は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

水) 石黒担当課長

来年の９月１日に向けて、次回の委員会から委員の皆様にも海区漁場計画について御意見、御審議していただきますが、神奈川県海面の範囲で、一

体的に海区漁場計画というものを立てながら進めていく中で、今回の委員会指示の区域というのは、今までは共同漁業権がない区域ですが、当然そこも含めて調整その他の検討をしていきます。

これまで毎年1年ずつの発動で安定した委員会指示となっていますが、委員会指示の内容と今後の海区漁場計画との調整もある中で、やはり今回は漁業権が切り替わる来年の9月1日までは1年間の委員会指示としていただき、漁業権の切替えが終わったところで改めて委員会指示の有効期間を含めて検討していく方が、全体の調整としては進めやすいと考えております。

鵜飼委員

よく分からないのですが、委員会指示と漁業権の切替えは本来違うものですよ。

水) 石黒担当課長

はい。

鵜飼委員

たとえこのまま全部が漁業権の切替えに対象になるとしても、これは漁業権の対象の中身ではないですよ。

そのため、漁場の扱い方を考えるという理由はよく分かりません。

私が考えているのは、本来なら1年前に、1年以上前かもしれないですが、長い間この委員会指示が指示されて安定的に発動されていたのであれば、1年ではなく3年、5年に切り替わっていてもよかったのではないかということです。

そのような漁場の利用の仕方をしている地域なのです。

そのような基盤の上に、今後漁業権の切替えを考えていくし、ここには新たな漁業権を付加すべきだといった発想に展開していくのではないかなと思います。

そのため、本来なら早目に複数年の委員会指示を出しておいて、その上で新たな漁業権を付加するかしらないかの議論に入っていくというのが筋ではないかなと思います。

今回、全体を切り替えるために委員会指示を1年にするという理由がよく分かりません。

何か理由があるのでしょうか。

水) 石黒担当課長

この委員会指示の対象は小型機船底びき網漁業、潜水器漁業、たこ漁業であり、第一種共同漁業権の内容となり得るたこや、潜水器漁業の対象である貝類といったものが対象になっている中で、海区漁場計画の検討もしていかなければいけないと考えております。

そのため、委員会指示としての基盤があるのは当然認識しており、有効期間を2年、3年にするということと海区漁場計画を立てる上での関係は特に

ないとは考えていますが、漁業権の海区漁場計画を立てる中身と調整しながら、次期の委員会指示にはそれを反映していかなければいけないと思っております。

つまり、漁業権の海区漁場計画の内容と委員会指示の内容を、来年の9月1日の段階で改めて調整する必要があるかもしれないと思っております。

そういった意味で、今回は1年間の指示を出していただいて、漁業権の切替えの内容を鑑みて、来年9月1日以降の委員会指示の内容を改めて検討していただく方が、整合性が取れてくるのではないかと考えております。

水) 原田主査

追加ですが、委員会指示は脈々と積み上げられてきていますので、今後3年、5年にしたとしても、1年更新のままでも、何年も続いているという実績は揺るがないものと判断しております。

そのため、この時点で3年、5年にする、しないによって今後の漁業権の設定に影響するかというと、影響しません。

ただ、もし第一種共同漁業権が設定されるとなると、条文などの調整が必要になってきます。

そういった観点からも、今回は1年間としていただいて、それ以降の新しい海区漁場計画の下で、表現等も合わせて、複数年の委員会指示を考えていくのがよいと思います。

鵜飼委員

委員会指示が長いからよい、悪いではなく、要するに私が言いたかったのは、元々共同漁業権があったところが消滅して、そこへの担保として委員会指示が出されているという経緯がありますよね。

その裏返しをしてほしいということの、1つの意味合いとして1年前に言いました。

今の発言の中にそういったものが担保される可能性が見られたので、共同漁業権内に代替的な考えをしっかりとしていただきたいと思います。

ぜひ漁場振興のためにも、東京内湾でしっかり漁業をやれるような環境づくりが行えて、委員会指示自体が布石として認めてもらえるということであれば、1年や2年、3年ということではなく、それをしっかり踏まえた漁業権の切替えをしていただきたいと言わせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ということは、来年の9月の漁業権切替え以降は、複数年になる可能性もあるということでしょうか。

水) 原田主査

そういうことになります。

鵜飼委員	委員会指示ではなく、漁業権の中身として、漁業権の切替えについてはしっかりと審議をしていただくという意味合いに取ってよろしいでしょうか。
水) 石黒担当課長	我々としても、これまで委員会指示に基づき様々な漁業がなされて資源管理がされてきたことを考慮しながら海区漁場計画を立てていきたいと考えております。
議 長	そうしますと、今回はとりあえず1年ということではよろしいでしょうか。
鵜飼委員	漁業権の切替えに期待してということで、分かりました。
議 長	他に御意見等ございますでしょうか。
委員一同	なければ、本件は原案どおり委員会指示を発動するというところでよろしいでしょうか。
議 長	了 承
事) 上原主任主事	それではそのように決定します。
水) 相澤副技幹	続きまして協議事項(1)「漁業権の一斉切替えに係る小委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。
水) 原田主査	本件につきまして、事務局及び水産課から説明をお願いいたします。
水) 野口技師	<b>【資料4-1に基づき説明】</b>
議 長	<b>【資料4-2に基づき説明】</b>
小菅委員	ただいま事務局と水産課から、海区漁場計画作成基本方針と、定置漁業権と区画漁業権の小委員会の設置について説明がありました。
水) 相澤副技幹	まず資料4-2の方から質問等をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。
	区画漁業権の10ページのところですが、今後はわかめ、こんぶ、のりなどの規定を外して、藻類としての許可が下りるという認識でよろしいでしょうか。
	おっしゃるとおりです。
	国もこういった姿勢でやっっていこうということで、今回の切替えに向けた技術的助言である国の通知にも明記されております。
	背景としまして、漁場環境が大きく変化して各地で新しい養殖対象種の取組がされようとしている中で、それを後押しするために国も姿勢を変えたということなんです。
	例えば県内で具体的に考えられる例として、これまでわかめを養殖しようとしていたものが非常に難しくなっている中でひろめといった新たな種類の

ものを入れようとする、のりが難しくなっている中であおさなどを入れようとするといったときに、魚種が限定されているとそういった取組がされづらいので、広く海藻養殖として、そういった取組を後押ししようというものです。

県もそれに合わせた姿勢で進みたいと考えております。

水) 原田主査

補足ですが、資料4-2の16ページから「海区漁場計画の作成等について」という水産庁長官通知になりますが、30ページの真ん中辺りに、「「わかめ垂下式養殖業」を「藻類垂下式養殖業」に変更し、これを類似漁業権として海区漁場計画に設定することは差し支えない」と明記されております。

これで次期の漁業権からは種類を指定せずに、藻類というざっくりした形での免許が可能になります。

小菅委員

それでは、神奈川県下全て藻類という形で認識していればよいのでしょうか。

別に漁業協同組合が望む、望まないという問題ではなく、藻類として指定すれば、個別に許可を取らずに、今後海藻類は全て養殖の対象にできるという認識でよいのでしょうか。

うちの方では、はばのりの養殖をやりたいときに大分苦労したものですから。

今後もしかしたらひじきが養殖の対象になるかもしれませんが、そういったものに関して、勝手にという言い方はおかしいですが、その中においては、わかめと一緒にやってもよい、混在していても構わないということでしょうか。

水) 原田主査

その場合も変更免許の手続などは不要で始めることができることとなります。

小菅委員

区画漁業権の許可範囲内ならば自分の考えでやれるということですね。

水) 原田主査

そのとおりです。

ただし区画漁業権の免許によって生産していますので、毎年御提出いただいている区画漁業権の報告については載せていただくこととなります。

小菅委員

種類別ということですね。

分かりました。

水) 石黒担当課長

補足ですが、今のところ県の方針としては、藻類養殖といった総称のような形での海区漁場計画を考えております。

今後、各漁協が区画漁業権を行使していく中で、行使規則を各漁協に定め

小菅委員  
議長  
鵜飼委員

ていただきますので、例えば漁協の中で、藻類養殖でじっくりやるのは行使上問題があるということであれば、行使規則において、漁協の考えで効率的な取組をしていただきたいと考えております。

分かりました。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

言葉の使い方かもしれませんが、従前、漁業権の漁場計画、例えば定置網だと個々の定置網の漁場計画を立てていたと思います。

今回は表現が海区という表現になっていますが、考え方としては、それぞれの定置網の漁場の計画を立てて、その全体をまとめて海区という言い方しているのか、あるいは先ほどの藻類のようにひとまとめにしてしまって、この辺は全て定置網だという話なのでしょうか。

水) 原田主査

文章上に現れる海区漁場計画というのは、形としては従前の漁場計画とほぼ変わりません。

ただ漁場計画を立てる過程において、海区全体としての漁業生産力の向上を考慮することとするという漁業法の改正の趣旨がありますので、全体という意味で海区というのがつきました。

そして実際に表示する内容については、従前の漁場計画の記載内容をほぼ引き継いでいる形になります。

鵜飼委員

ということは、漁場計画を作ることとしては個々にやるということでしょうか。

水) 原田主査

今までは個々だけを考えていけばよかったですけど、個々を考えながら、それが全体としてどう生産力の向上に役立つかを考慮に入れるというのが法律の趣旨になります。

鵜飼委員

つまり基本的にはそれほど変わらないということでしょうか。

水) 原田主査

そうなると思います。

鵜飼委員

分かりました。

もう1点、区画漁業権の藻類養殖の話ですが、例えば、場所だけここは藻類養殖ですという漁業権の設定をしたとして、その中で、わかめをやりたい、のりをやりたい、こんぶをやりたいというのは、行使規則で定めていくということでしょうか。

水) 相澤副技幹

先ほど担当課長から説明がありました行使規則の中で定めて適正に行っていただくということですが、県としてはそこで、どういったものが養殖されているのかを把握させていただくことになります。

鵜飼委員

把握されるということは、行使規則は認可するのですよね。



水) 原田主査 そのとおりですが、行使規則の定め方にもよると思います。

もし漁協の方で、養殖する種類が際限なく増えると困るということで、行使規則に個々にわかめなどを種類ごとに明記するのであれば、それを変えるには知事の認可が必要となります。

行使規則例が本日水産庁から届いたばかりなのでまだ中身はしっかりと把握していないのですが、行使規則の中に、例えば養殖する種類は理事会で決定するものとするといった文言を定めれば、あとは理事会で種類を決定すればよいとも考えられます。

そこは組合の漁業権自治の考え方によると思います。

鵜飼委員 ということは、例えば藻類養殖の中でのり、わかめ養殖をやっているんですよという行使規則を漁協が作ってもよいということでしょうか。

水) 原田主査 そうなります。

鵜飼委員 自由度がそれだけあるということですね。

水) 原田主査 そのとおりです。

先ほど海区漁場計画と申し上げましたが、免許項目をのり、わかめとした場合にそれを変更しようとする、また最初から、共同漁業権から区画漁業権、定置漁業権を全て定め直さないといけなくなってしまう。

鵜飼委員 海区漁場計画を全部変えることになるのですか。

水) 原田主査 そうなります。

1か所変えるためだけにこの手続をもう一度やらなければならないという法律の構成になっております。

そのため、免許ではある程度大きい枠で決めておいて、その中で組合自治として、漁業権の運用として、一番よい方法を漁協に考えていただくという構造になると思います。

鵜飼委員 例えば定置網などは個々に決めていると思います。

昔は少し沖出ししたいという変更免許でできたわけですね。

それは海区全体を変えないとできなくなってしまうということでしょうか。

水) 原田主査 できないことはないですが、またこの形で1年なりの審議をやらなければならないことになります。

ただ海区漁場計画については、共同漁業権を含めて必ず5年ごとに変えないといけないので、変更の必要があれば少なくとも5年に1回は機会があることになります。

鵜飼委員 よく勉強させていただきます。

議長

他に御意見等ございますでしょうか。

活用漁業権や類似漁業権という言葉が出てきますが、これは海区漁場計画を立てるプロセスの上で出てくる概念ということでしょうか。

実際にこういうものがあるわけではないということでしょうか。

水) 相澤副技幹

活用漁業権、類似漁業権については国の説明があり、資料4-2の18ページに記載があります。

海区漁場計画を立てる際に用いるチェックシートのようなものがあり、適切に漁場が管理されているか、周辺の漁場その他の漁業と調整が取れているかといったことを満たすものにチェックを入れて審査、検討していき、活用されている活用漁業権かどうかを判断することになります。

水) 原田主査

追加ですが、活用漁業権も類似漁業権も用語自体は漁業法に定義されています。

例えば類似漁業権については、第63条第1項第2号にありますが、読み上げると、海区漁場計画の作成のときにおいて適切かつ有効に活用されている漁業権を活用漁業権と言っていて、同じ号の中で、当該漁業権と概ね等しいと認められる漁業権を類似漁業権と定義するとされています。

そしてどういったものが活用されているか、どこからどこまでが類似かというのは、今回資料としてはつけていませんが、水産庁長官が出している海面利用制度等に関するガイドラインというのがあり、その中で類似の範囲や、活用されていることの範囲が技術的助言として明記されております。

活用漁業権も類似漁業権も、法律に基づく法律用語になっております。

議長

そうすると、実際にそれに対応する漁業があるということでしょうか。

例えば、現にここにある定置網漁業は類似漁業権であるといったことは存在するのでしょうか。

水) 原田主査

これは既存の漁業権と、それを切り替えた新しい漁業権という2つの時系列的な流れを考える必要があります。

既存の漁業権が活用されていて、次に免許しようとする漁業権が既存の漁業権とほぼ同じ内容であれば、新しい漁業権の方が類似漁業権という言い方がされます。

既存の漁業権に対して新しい漁業権という対比性から類似漁業権という判断になります。

活用漁業権については、今そこにある漁業権についてしっかりと使っているかどうかにより判断し、使っていれば活用漁業権になります。

議長

ありがとうございます。

もう1点19ページですが、利害関係人の意見聴取の(2)に意見の検討がありますが、利害関係人として利害関係であることを疎明されていることが必要であるとあり、その下に利害関係人に当たるかを確認とありますが、利害関係者であることを疎明するのは誰で、それに当たるかを確認するのは誰なのでしょう。

水) 原田主査

利害関係人の意見の聴取というのは、県が海区漁場計画を公示する前にパブリックコメントのような形で意見を聴取するものですが、その際に意見を言う人が、自分は利害関係人であることを証明しなければいけません。

組合員であれば別ですが、例えば非組合員の漁業者であれば、過去にこのように水揚げをしているといった証拠資料を出すなどしていただいて、意見を募集した側、この場合は県ですが、県がそれを見て、この人は利害関係人であると判断することになります。

その基準については下に書いてあるとおり、免許手順等通知別紙1を参考にして判断することになります。

議 長

ありがとうございます。

他に意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、海区漁場計画の作成基本方針については了承ということよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのようにいたします。

続きまして小委員会の設置ですが、小委員会の設置案につきまして御意見等ございますでしょうか。

スケジュール及び設置案ですが、小委員会を設けてやるということと、小委員会の人数等について説明がありました。

よろしいでしょうか。

特になければ、小委員会の設置に関しては了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

続きまして、実際にどなたがどちらの小委員会に参加されるかについて議論したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事

小委員会の設置を御決定いただきましたので、構成委員の選任方法を改めて御説明いたします。

追加で資料を配付させていただきます。

(資料配付)

事) 上原主任主事 ただいまから、各委員がどちらの小委員会に所属していただくかお決めいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、会長につきましては前例にならい、定置、区画の両方の小委員会に入っただければと思います。

また、特に定数は設けないこととしましたので、委員の皆様におかれましては、御自身の専門や御希望を踏まえて所属する小委員会をお決めいただきたいと思います。

それではよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは小委員会の構成委員を決めていきたいと思います。

順番に御希望をお聞きしたいと思いますが、まず宮川委員からいかがでしょうか。

委員一同 協 議

事) 上原主任主事 それでは確認させていただきます。

定置漁業権の小委員会については、櫻本会長、福本副会長、青木勇委員、青木勝海委員、小澤委員、山田委員、玉置委員、小坪委員、以上8名となります。

区画漁業権の小委員会については、櫻本会長、宮川副会長、石橋委員、大竹委員、黒川委員、小菅委員、小山委員、鶴飼委員、以上8名となります。

議 長 それでは、ただいま読み上げていただいたとおり小委員会の構成員を決定したいと思います。

続きまして小委員会の委員長と委員長代行について決めていただきたいと思います。

どなたかやっただけの方がいらっしゃいましたら御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

いらっしゃらないようでしたら、過去の例では、委員長には学識経験者の方、委員長代行には両副会長が選任されているようですので、定置漁業権の小委員会の委員長は玉置委員に、区画漁業権の小委員会の委員長は鶴飼委員をお願いしたいと思います。

また、委員長代行には、定置は福本副会長、区画は宮川副会長をお願いしたいと思います。

玉置委員は本日御欠席ですが、事務局は何か聞いておりますでしょうか。

事) 上原主任主事 議 長	<p>委員長に就任することについて御了承いただいております。</p> <p>それではただいま申し上げましたように、定置漁業権の小委員会の委員長は玉置委員、委員長代行は福本副会長、区画漁業権の小委員会の委員長は鵜飼委員、委員長代行は宮川副会長に決定させていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして協議事項（２）「一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について事務局から内容の説明をお願いいたします。</p>
事) 上原主任主事 議 長	<p><b>【資料５に基づき説明】</b></p> <p>昨年と一昨年は会長と副会長が出席していたとのことなので、それで問題なければ、私と宮川副会長と福本副会長となりますが、お二人はいかがでしょうか。</p>
両 委 員 議 長 委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>了 承</p> <p>続きまして報告事項（１）「令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会（書面決議）の結果について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について事務局から内容の説明をお願いいたします。</p>
事) 上原主任主事 議 長	<p><b>【資料６－１～６－３に基づき説明】</b></p> <p>この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決めます。</p> <p>続きまして報告事項（２）「くろまぐろに関する令和４管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。</p>
水) 川原技師 議 長	<p><b>【資料７－１及び７－２に基づき説明】</b></p> <p>この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決めます。</p>

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

御協力どうもありがとうございました。

以上